令和８年（フ）第１２１０号
東京都台東区小島２丁目13番３号　ティーエスケービル１階
破産者　株式会社Ｂ－ｐｌｕｓ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２１１号
東京都練馬区中村２丁目29―２―301
破産者　村山　和希
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１４０６号
東京都練馬区石神井台７－３―14―201、住民票上の住所東京都多摩市聖ヶ丘３丁目２―16
破産者　篠塚　浩一
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６７４号
東京都目黒区中目黒１丁目４―22―801
破産者　村上　史子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９０３号
東京都渋谷区本町１丁目23―２―205
破産者　伴野知恵子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８８７号
東京都練馬区練馬３丁目２番８―1304号
破産者　株式会社コアコミュニケーションズ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８８８号
東京都練馬区練馬３丁目２―８―1304
破産者　栗原　　直
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９６４号
東京都江戸川区鹿骨５丁目39―９　雅101
破産者　木ノ上喜一郎
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３０３号
東京都墨田区業平３丁目13―７―304
破産者　佐伯　　修
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４６１号
東京都葛飾区堀切１丁目42―16―306号
破産者　平田　絢香
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４７２号
東京都江戸川区中央２丁目８－４
破産者　野口　千春
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５２１号
東京都中野区大和町２丁目31―７―201
破産者　三木　健大
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５５４号
東京都調布市富士見町２丁目22―13―501
破産者　三角　　通
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５６２号
東京都八丈島八丈町三根366―３
破産者　赤松　浩二
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５６３号
東京都八丈島八丈町三根366―３
破産者　赤松　正子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５９５号
東京都羽村市神明台３丁目23―２　都営神明台３丁目アパート２―204
破産者　田中　丞二（旧姓河西）
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５９６号
東京都羽村市神明台３丁目23―２　都営神明台３丁目アパート２―204
破産者　田中美沙希
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６０３号
東京都豊島区南池袋１丁目７―16―308
破産者　加藤ゆか李
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６４３号
東京都練馬区氷川台４丁目32―２―305、開始決定時の住所東京都練馬区早宮１丁目45―９　コート・ハヤミヤＢ　102
破産者　川村　　彩
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６５９号
東京都江東区亀戸３丁目30―13―301
破産者　野田　隆浩
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６７７号
東京都練馬区南大泉４丁目39―30　メープル大泉学園Ａ棟203
破産者　高橋　裕美
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７００号
東京都目黒区鷹番２丁目16―３―202
破産者　野上　　心
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部